

閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

平成 2 8 年 第 2 回 臨時市議会 提出議案

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
5 9	工事請負契約の変更について	1
6 0	訴えの提起について	2

議案第 59 号

工事請負契約の変更について

平成 28 年 6 月 30 日議決に係る市立藤井寺南小学校 4 号棟改築及び 1 号棟地震補強工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年藤井寺市条例第 10 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

藤井寺市長 國下 和男

契約金額	変更前	371,721,960 円
	変更後	381,757,320 円
受注者	住所	大阪市北区堂島浜 1 丁目 4 番 4 号
	名称	富国建設株式会社
	代表取締役社長	大林 泰典

提案理由

原契約で定める工事内容の設計変更により増額変更するものである。

議案第60号

訴えの提起について

所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

藤井寺市長 國下 和男

1 相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

2 時効取得物件

- (1) 所在 藤井寺市青山一丁目
地番 833番
地目 山林
地積 3,305平方メートル
- (2) 所在 南河内郡美陵町（現 藤井寺市）野中字前墓
地番 1085番
地目 原野
地積 13平方メートル

3 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、上記2(1)記載の土地について、昭和58年10月22日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- (2) 被告は、原告に対し、上記2(2)記載の土地について、昭和61年8月21日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。

4 訴えの提起の理由

上記2(1)及び(2)記載の土地について、占有開始から20年の経過による取得時効完成により所有権を取得していることから、所有権移転登記手続を求めるものである。